

## 議案第19号

### 久喜市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

久喜市営自転車等駐車場条例(平成22年久喜市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表栗橋駅西口第1自転車駐車場の項中「久喜市伊坂572番地1」を「久喜市伊坂北1丁目25番18」に改め、栗橋駅西口第2自転車駐車場の項中「久喜市伊坂679番地」を「久喜市伊坂中央1丁目4番1」に改める。

#### 附 則

この条例は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな町を画することに合わせて所要の改正を行うため、この案を提出するものがあります。